

## 年金だより

●万が一のとき、国民年金にはさまざまな給付があります

国民年金の被保険者期間中に不慮の事故などにより亡くなった場合、生計を維持されていた子のある妻、または子に遺族基礎年金が支給されますが、他にも国民年金には次のような給付があります。

### ◆寡婦年金

保険料納付済期間、または保険料免除期間を合わせて25年以上ある夫が死亡した場合、10年以上継続して婚姻関係のあった妻に、60歳から65歳になるまでの期間支給されます。

### ◆死亡一時金

保険料納付済期間の合計が36か月以上ある人が死亡した場合、遺族に支給されます。

※保険料納付済期間には、一部免除を受けていた期間も含まれます。半額免除を受けていた期間は半額免除期間の月数の2分の1が算入されることになり、同様に4分の1免除を受けている期間は4分の3が、4分の3免除を受けている期間は4分の1が納付済期間に算入されます。

寡婦年金・死亡一時金とも、被保険者が死亡前に老齢・障害基礎年金を受給していない場合に限りません。なお、遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金は、いずれも併給することはできません。

問合せ 保険年金課 保険年金係 ☎ 551-1670

### ●住所や名前に変更があった際は届出が必要です

社会保険庁では、来年度より皆さんの保険料納付実績や年金の見込み額などを記載した「ねんきん定期便」の送付を予定しています(以後、毎年誕生日月に送付)。

住所や名前に変更があった方で、届出が済んでいない場合は、「ねんきん定期便」などの各種お知らせが届かない場合があります。変更があった場合は、速やかに変更届を提出してください。

なお、現在加入されている年金制度等により、届出先が異なりますのでご注意ください。

### 届出先・問合せ

①国民年金第一号被保険者は、市役所保険年金課保険年金係 ☎ 551-1670へ。

②厚生年金・共済組合加入者及びその被扶養配偶者は、厚生年金または共済組合加入者の勤務先へ。

③年金受給者・60歳以上で年金を受け取られていない方(裁判請求済みで現在停止になっている方も含む)は、青梅社会保険事務所年金給付課 ☎ 0428-30-3413へ。

### ●海外で生活する方も、国民年金に加入できます

国民年金は、日本国内に住所を有する20歳から60歳までの方が加入する制度ですが、海外留学など海外で生活をする方は、希望により国民年金に任意で加入することができます。

本来、海外に在住している期間は、合算対象期間として老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、年金額の計算には反映されません。国民年金に任意で加入することによって、将来の年金額を増額することができます。

加入手続きは、日本における最終住所地を管轄する社会保険事務所、または市役所で行なうことになります。(日本における最終住所地がない場合は、千代田社会保険事務所で受付を行なっています。)

問合せ 保険年金課 保険年金係 ☎ 551-1670

青梅社会保険事務所業務課 ☎ 0428-30-3414

## 安全安心まちづくり

ています。外出の際には、白

や黄色といった明るい服装

を着用し、自分の存在を相

手に知らせて事故を未然に

防ぎましょう。

また、青信号の横断歩道を

確認して横断しましょう。

通行する時でも、右左折して

くる車両等がないか安全を

確認して横断しましょう。

は、市民の皆さんのが防犯意

識が高まったことや、地域

の皆さんの自主的な防犯

パトロールの実施等の効

果と言えるでしょう。

また、犯罪者は人の目を

嫌い、防犯意識の高い地域

は狙いません。一人ひとり

が防犯の意識を持ちながら

まわりに目を配り、今年も

犯罪がさらに減少するよう

ご協力を願います。

問合せ 安心まちづくり課 ☎ 551-1670

問合せ 福生警察署 交通総務課 ☎ 551-0110

問合せ 福生警察署 交通総務課 ☎ 5